

担当医 様

保育施設は、乳幼児が集団生活を送る場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、乳幼児が快適に生活できるよう、該当児童の感染症状況について意見書の発行をお願いします。感染力のある期間に配慮し、感染症の症状が集団生活が可能状態に回復してからの登園となるようご配慮ください。

	疾患名	病原体	登園のめやす (感染力がなくなり、かつ集団生活に支障がない状態)
1	麻疹(はしか)	麻疹ウイルス	解熱した日の翌日から3日を経過してから
2	インフルエンザ	インフルエンザウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した日の翌日から3日を経過してから
3	風しん	風しんウイルス	発しんが消失してから
4	水痘(水ぼうそう)	水痘・帯状疱疹ウイルス	すべての発しんがかさぶたになってから
5	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ、ムンプス)	ムンプスウイルス	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現した日の翌日から5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
6	結核	結核菌	医師が感染の恐れがないと認めてから
7	咽頭結膜炎(プール熱)	アデノウイルス	発熱、充血等の主な症状が消失した日の翌日から2日を経過してから
8	流行性角結膜炎	アデノウイルス	結膜炎の症状が消失してから
9	百日咳	百日咳菌	特有の咳が消失していることまたは5日間の適正な抗菌薬による治療が終了してから
10	腸管出血性大腸菌感染症	ベロ毒素を産出する大腸菌(O157、O26、O111等)	医師が感染の恐れがないと認めてから(無症状の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の子どもは登園を控える必要はない。5歳未満の子どもでは、2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好になってから)
11	急性出血性結膜炎	エンテロウイルス	医師が感染の恐れがないと認めてから
12	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	髄膜炎菌	医師が感染の恐れがないと認めてから
13	溶連菌感染症	溶血症レンサ球菌	抗菌薬の内服後24~48時間が経過していること
14	マイコプラズマ肺炎	肺炎マイコプラズマ	発熱や激しい咳が治まってから
15	手足口病	コクサッキーウイルス、エンテロウイルス等	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになってから
16	伝染性紅斑(りんご病)	ヒトパルボウイルスB19	全身状態が良いこと
17	ウイルス性胃腸炎	ノロウイルス、ロタウイルス等	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになってから
18	ヘルパンギーナ	主としてコクサッキーウイルス	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになってから
19	RSウイルス感染症	RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
20	帯状疱疹	水痘・帯状疱疹ウイルス	すべての発しんがかさぶたになってから
21	突発性発しん	ヒトヘルペスウイルス	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※ 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」より

意見書	
施設名 _____	施設長 殿 _____
入園児童氏名 _____	
疾患名(疾患名横の番号でも可能です)「 _____ 」について、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から、	
感染力が無くなり、集団生活が可能状態に回復する(した)ため、登園可能と判断します。	
発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	医療機関名 _____
	医師名 _____ (印)